

## 6 譲渡権 (le droit de distribution)

フランスでは、著作財産権のうちの利用権を上演・演奏権と複製権の二つに分け、利用行為をそのいずれかに分類している（二元論アプローチ）。そのため、新たに認識されるようになった支分権（譲渡権・貸与権）の位置づけが問題となり得、新たな範疇に位置づける考え、複製あるいは上演・演奏行為の枠内に位置付ける考えが存在する。

### (1) 譲渡権に関する規定の不存在

知的財産法典には、譲渡権の規定はなく、消尽のみが規定されている（122-3-1条）。ただし、プログラムの著作物については譲渡権とその消尽について規定されている（122-6条3号）。

情報社会指令は、譲渡権について、著作物の原作品またはそれらの複製物を、売買またはその他の方法により、公衆に対しあらゆる形式で譲渡することを許諾または禁止する排他的権利と定義する（指令4条1項）。また、同4条2項は消尽を規定する。

フランスでは、情報社会指令を国内法化する際、譲渡権を正面から規定せず、消尽のみを規定した。このようないびつな規定になった理由は、学説により提唱されていた用途指定権 (le droit de destination) の影響と考えられる。この権利は、著作物が、複製物の上市の方法を決めることができるほか、いったん市場で流通に置かれた後もその用途を指定することができる排他的権利である。しかし、消尽を規定したことにより、譲渡権も導入されたと考えられ、同時に、用途指定権は放棄されたと考えられる。

したがって、著作物は、著作物を最初に流通に置く排他的権利を与えられるが、権利が消尽すれば転売を妨げることはできなくなる。

### (2) 譲渡権の消尽

「欧州共同体加盟国または欧州経済協定参加国の領域において、著作物の物理的な複製物の最初の売買が著作者または権利承継人によって許諾されたときは、欧州共同体および欧州経済協定の域内では、この複製物の売買はもはや禁止されない」（122-3-1条）。消尽の範囲は上記の域内であり、国際消尽は認められていない（情報社会指令前文28項）。消尽の根拠は、所有権と著作権との調整、欧州においては域内における商品の自由移動の原則にも求められる。

欧州司法裁判所は、インターネット上でプログラムをダウンロードする方法により譲渡した場合にも、譲渡権は消尽することを認めたが（欧州司法裁判所2012年7月3日 C-128/11 UsedSoft 事件）、ダウンロードにより頒布される他の著作物にも消尽を認めるかは明らかではない。なお、物理的媒体により譲渡されるプログラムについて、その物理的媒体が破損または紛失した場合には、バックアップコピーを転売することはできないと判断している（欧州司法裁判所2016年10月12日 C-166/15）。

★目次★

[http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page\\_id=1237](http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237)